



質 疑 應 答

△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

の變更と言つても路線の起終點を變更して以て其の名稱を變更する場合は、假令在來府縣道の範圍内に於てのみ之を爲し、新なる區間に府縣道に編入せない場合に於ても、路線其のものの變更であるから、本問の場合とは趣を異にするものである。

(藤村藤治)

問 不用道路敷地は八ヶ月（府縣道）保存したる後勅令第四七四號第五條に依り公共團體に交付すべく、若し八ヶ月以内に定りたる町村道々路區域内に在るときは、町村道管理者に引渡すべしとあり。（同勅令第三條）然るに八ヶ月経過後に町村道の道路區域内に在ることとなりたりとせば、一旦府縣に交付後府縣より該町村道管理者に引渡すべきや、又は府縣道管理者より直接引渡すべきや。

(浦和研究生)

答 八ヶ月を経過したる後于ては府縣道管理者は之を府縣に交付することを要するものである。從て八ヶ月を経過したる後に於て他の道路の區域内に在ること、爲るも、一旦府縣に之を交付すべく、而して府縣に於ては府縣有財產處分の規定に依り、之が處分（賣渡又は寄附等）を爲すべきものである。何者勅令第四七四號第五條に依れば不用に歸したる道路又は其の附屬物を構成した

問 停車場に達する府縣道を認定せるに、其の後停車場名變更せり、爲に府縣道路線名及終點名の變更の要を生ぜり、

内務大臣の認可を受くる要なきや即ち變更の告示のみにて可なりや。（浦和研究生）

答 認可を要せず知事限告示し差支なきものである。即ち府縣道路線認定及變更に付ては、内務大臣の認可を受くることを要するものであるが、本問の場合は路線其のものを變更するものでなく、唯名稱を實際に伴はしむるに過ぎないからである。但し名稱

る物件は同勅令第三條及第四條に該當する場合の外總て道路の費用を負擔したる公共團體に之を交付すべき旨を定め、之に對する例外を認めて居ないからである。尙第三條及第四條は明文上共に本間の場合を包含せざることは謂ふまでもない。(藤村藤治)

問 前問八ヶ月の期間内に道路占用の出願あり許可し差支なきや。(浦和研究生)

答 不用に歸したる道路敷は勅令第四七四號第二條の期間(府縣道は八ヶ月)満了前他の道路の區域内と爲るときは當該管理者に引渡を要し、然らざる場合は所有者又は主務大臣に還付若は費用負擔公共團體に交付を要する(同勅令第三條乃至第五條)ものであるから、之等に支障を及ぼさる範圍に於ては之を許すも差支なきものと解する。何者引渡還付等の場合に於て之に何等支障を來さるに占用を許すべからざる理由存せざるのみならず又經濟上よりするも許すを適當とするからである。尙其の占用料は勅令第四七四號第七條に依り道路より生ずる収益と看做されるから當然府縣の收入と爲るべきものである。(藤村藤治)

問 道路法第十一條第七號乃至第九號に依り認定する府縣道の路線名の定め方を御教示ありなし。(路政坊)

答 以下述べる所に依るべきである『第七號』本號に依る路線は

所謂開發線と稱せらるる路線で、其の路線名は例へば甲山村大字乙野を起點とし、丙田停車場に達する路線ならば、乙野丙田停車場線とする、尙此の起點名であるが之は必ずしも大字名に限つた譯ではなく、當該路線の起點を表す上に於て適當なる地名を探るべきである。故に右の場合土地の状況により町村名に依るを適當とするときは甲山西丙田停車場線とすべきであり、又小字に依るを適當とするときは大字乙野中の小字丁川を探り、丁川丙田停車場線とすべきである。『第八號』本號に依る路線は所謂停車場線と稱せらるは路線で、起點名は言ふ迄もなく停車場名に依るべく、終點名は其の連絡する國道又は府縣道に接続する箇所の屬する地名(七號線の場合に準)を探るべきである。尙附言すべきは單に甲停車場線又は乙停車場線と稱する路線である、甲停車場線と稱するのは、樞要地甲より樞要停車場たる甲停車場に達する路線の名稱であつて、甲停車場線となるのを略して甲停車場線とするもので、四號該當線の名稱であるから彼是混同なきを要する。『第九號』本號に依り認定する場合の路線名は、將來四號に該當すべきものとして認定する場合は四號に依り認定する場合と同様であり、五號に該當するものとして認定する場合は五號に依り認定する場合と全く同様である、其の他の號に該當すべきものとして認定する場合も亦同様である。

(藤村藤治)